

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定により、次のとおり
命令しました。

令和四年八月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 命令を受けた者の住所及び氏名

橿原市一町五六〇番地

竹村宜士

二 違反開発行為の所在地

橿原市一町一六七番一、一六八番一、一六九番一、一七〇番一及び一七一番一

三 命令の内容

開発行為及び建築工事を直ちに停止すること。

四 命令の理由

令和四年七月十二日に市街化調整区域内にある違反開発行為の所在地において、都
市計画法第二十九条第一項の許可を取得せずに開発行為及び建築工事を行った。

五 命令をした日

令和四年八月五日